

2月4日は山口県知事選挙の投票日です。

2月4日(日)は山口県知事選挙の投票日です。これからの山口県の未来をつくる大切な選挙です。あなたの一票を正しく使いましょ。

▼投票できる人

投票できるのは、平成12年2月5日以前に生まれた満18歳以上の日本国民で、選挙人名簿登録基準日(1月17日)まで、引き続き3か月以上周防大島町の住民基本台帳に登録されている人です。(平成29年10月17日までに転入の届出をされた人)

■周防大島町の選挙人名簿に登録されている人が、県内の他の市町に転出した場合

引き続き山口県内に住所を有する旨の証明書を提示すれば周防大島町で投票できます。

■県内の市町の選挙人名簿に登録されている人が周防大島町に転入した場合

引き続き山口県内に住所を有する旨の証明書を提示すれば以前投票していた市町で投票できます。

▼期日前投票

投票日当日に仕事や冠婚葬祭・レジャーや買い物などの私用で、投票

◆期日前投票の日時と場所

場所	期間	時間	対象地域
大島庁舎	1月19日(金)～2月3日(土)の毎日	8:30～20:00	町内全域
久賀・橋庁舎 東和総合センター	2月1日(木)～2月3日(土)の毎日	8:30～18:00	町内全域
各出張所	1月31日(木)	8:30～18:00	町内全域
前島公民館	1月31日(木)	8:30～11:00	前島地区
笠佐老人憩の家	1月31日(木)	10:30～11:30	笠佐地区
畑能庄公会堂	2月2日(金)	9:00～12:00	畑能庄地区
雨振公民館	2月2日(金)	9:00～12:00	雨振地区
神浦公民館	2月2日(金)	14:00～17:00	神浦地区
伊崎公民館	2月2日(金)	14:00～17:00	伊崎地区
源明区民館	2月2日(金)	9:00～12:00	源明地区
長浜集会所	2月2日(金)	9:00～12:00	長浜地区

所に行くことができない人は期日前投票ができます。

▼不在者投票

病院等に入院(入所)している人は、入院(入所)先が指定施設であれば病院等で不在者投票ができますので、施設長に申し出てください。

▼郵便投票

身体に重度の障害がある人は、郵便によって不在者投票ができます。この制度は、身体障害者手帳または戦傷病者手帳を交付されている人で、その障害の程度が一定の基準に当てはまる人や介護保険法に規定する要介護区分が「要介護5」の人に限りです。くわしいことは早めに選挙管理委員会へおたずねください。

▼点字投票

目の不自由な人は、点字により投票ができますので、投票所で係員に申し出てください。

▼代理投票

投票は自分で書いて投票するのが原則ですが、身体が不自由などのため、自分で書くことができない人は代理投票ができますので、投票所で係員に申し出てください。

▼入場券

入場券は郵送で届きます。投票日には入場券に記載してある投票所で投票してください。

入場券を忘れたり紛失したりしたときは、当日投票所の係員に申し出てください。

▼投票用紙

投票用紙は白色の紙に黒色のインクで印刷されています。

投票用紙の決められた枠内に、漢字、ひらがな、カタカナのどれでもかまいませんから、候補者氏名を正しくはつきり書いてください。

▼開票

◎日時 2月4日(日) 午後8時
◎場所 B & G 海洋センター体育館

◆問い合わせ

周防大島町選挙管理委員会事務局
☎0820(74)1000